

第98回 関西広域連合委員会

日時：平成30年10月25日（木）

場所：今津サンブリッジホテル 2階サンブリッジホール

開会 午前11時35分

○井戸広域連合長 大変、お待たせをいたしました。特に文化庁から村田次長が御説明にわざわざお見えいただいておりますのに、結果として20分スタートが遅れてしまいました。お許しをいただきたいと思います。早速ですけれども、98回の連合委員会を開催させていただきます。

まず、今回の段取りをしていただきました三日月滋賀県知事から一言、御挨拶を賜りましたら、幸いです。

○三日月委員 ようこそ今津、高島、滋賀県にお越しくださいました。今日はいいお天気を用意してお待ちしておりました。琵琶湖は、400万年の歴史を持つ世界有数の古代湖、もちろん日本で一番大きな湖でございますが、先ほど事前に流れておりました琵琶湖周航の歌「われは海の子」、昨年、できて100周年を迎えまして、「今日は今津か、長浜か」という地名も出てまいりますので、今津ではこの琵琶湖周航の歌発祥の地として、多くの皆様方にお知らせをしているところでございます。ひとときお楽しみいただければと存じます。

ありがとうございました。

○井戸広域連合長 いろいろな準備をしていただきましたことにお礼を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、文化庁村田次長がお見えいただいておりますので、文化庁の京都移転に関連いたしまして、実情等踏まえての御報告を賜りましたら幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

○村田次長 皆様、こんにちは。御紹介を賜りました文化庁の村田でございます。この10月1日付で文化庁次長を拝命をいたしました。どうぞよろしく願いいたしま

す。

本日は、広域連合の大切な委員会の席に広域連合長をお務めの井戸知事、また地元の三日月知事初め、各委員、副委員の皆様には、日ごろから文化・芸術行政、あるいは文化庁の事業に大変な御支援と御指導を賜っておりまして、厚く御礼申し上げます。また、今日は大切な委員会の席で、こうした形で時間をおとりいただきまして、新しい文化庁施策、あるいは京都移転について御説明する機会を与えていただきまして、大変光栄に存じております。どうぞよろしく願いをいたします。

失礼して座って御説明をさせていただきます。私、10月1日付で次長に就任いたしましたけれども、実はこの10月1日、文化庁も大きく組織を改編してございます。新しい体制となっております。後ほど御説明をさせていただきますけれども、次長も2人体制ということになりまして、前任の今までの次長に加えて、私は京都の移転の担当をするということと、あわせて文化財の関係を主として担当させていただくということで、新しい体制になってございますので、よろしく願いいたします。

資料を御用意をさせていただいておりますので、順次、こちらのスライドにも映させていただきますけれども、御説明をさせていただきます。

まず、1ページご覧をいただければと思います。お手元の資料にも御用意をさせていただいてございます。文化庁の移転について、経緯と進捗について簡単に御説明を申し上げます。

文化庁の移転の決定は、平成28年3月、まち・ひと・しごと創生本部の決定ということに遡るものでございます。基本的な考え方につきましては、その上の枠で囲った部分でございますけれども、今般の取組につきましては、京都以外の全国の各都道府県をはじめ、国民の皆様方の理解を得ながら、ポイントとしては、文化庁の機能強化を単に移転するというだけではなくて、むしろ文化庁の機能をより強化をしながら、組織的な再編を行うということでございます。

具体的に、その下の工程表をご覧いただければと思います。ピンクの部分をご覧い

ただきたいと思いますが、平成29年4月から一部の先行移転といたしまして、本日のお集まりの自治体の皆様からも人的な御協力をいただきながら、京都に地域文化創生本部を設置をしているところでございます。今日は、その創生本部の事務局長の松坂も同席をさせていただいております。そういったことで、まず先行的に創生本部を京都に設置したということが大きな動きでございます。

次に、工程表の黄色の部分でございますけれども、こちらが移転の具体的内容を検討する文化庁移転協議会で決定した事項でございます。昨年7月に大きな方針として三つのポイントを掲げてございます。一つは、文化庁職員の約7割の250人程度を移転組織の大枠とするということ。2点目としては、京都府警本部の本館を本格移転場所とすること。そして、3点目として、遅くとも2021年度中を目指して移転をするということが決定されているものでございます。

それから、移転の前提とされた文化庁の機能強化につきましては、その次の2ページをご覧くださいと存じます。平成29年、上の枠でございますけれども、新文化芸術基本法です。文化芸術の振興に関する基本的な法律でございますけれども、これを平成29年6月に議員立法で改正をしていただきました。16年ぶりに文化に関する基本法の改正がされたわけでございますけれども、大きなポイントとしては、文化政策の幅が観光、あるいはまちづくり、福祉、産業といった関連分野にも広がっているということを踏まえまして、この基本法改正では、文化庁の施策だけで完結しない、むしろ広がりを持つ文化芸術基本法計画の策定と、これは政府として策定をするということになってございます。

それからもう一つは、その推進の主体として、関係府省庁で構成する文化芸術推進会議の設置ということが新たに盛り込まれたものでございます。こうした基本法を受けまして、本年の6月に文部科学省の設置法が改正をされてございます。これは基本法と設置法の改正を通じて2ページをご覧くださいますように、文化庁が中核となって、我が国の文化政策を総合的に推進する機能を与えていただいたということ。

それからもう一つは、文部科学省の本省からも芸術に関する教育でございますとか、あるいは、博物館に関する事務を文化庁に移管をしてございます。そのほか幾つかの改正事項を通じても各種の機能強化を図っているところでございます。ポイントとしては幅広い文化行政ということで、国の省庁で言えば、文化庁、文部科学省だけでとじるのではなくて、むしろ関係の省庁と一体となって文化行政を推進させていただくということ大きな目的とするものでございます。

そうした機能強化に係る大きな方針を踏まえて、この10月に行った文化庁の組織再編がその次の3ページでございます。新文化庁の組織についてということでございます。具体的に申しますと、長官を補佐する次長と審議官をそれぞれ2名ずつということでございまして、一方で、左側が従来の部局でございますけれども、文化部、文化財部といった部を廃止いたしました。本格移転後は、次長は長官、次長、審議官、それぞれ1名、そして、文化財の専門的な事項を統括する文化財鑑査官は京都に常駐するということになるものでございます。

右側の新しい課の編成をご覧いただきますと、青字で書いてある課については、将来的に京都に移転する課、残りの黒い文字で書いてある部局については、引き続き東京で執務をするということでございます。それから、現在、先ほど御紹介した先行組織として設置しております地域文化創生本部につきましては、本格的な移転までの間、引き続き活動を行うということになるものでございます。

新体制が発足したばかりで、まだ私どもとしても手探りで進めているところがございますけれども、ぜひ各関係自治体からも御理解、御支援を得ながら、機能強化を図ってまいりたいと考えておりますので、御指導をよろしくお願いをいたします。

その次の4ページは、これは今、文化庁として概算要求、財務省といよいよ本格的な折衝に入っておりますけれども、4ページはその31年度の概算要求の全体概要でございます。時間の関係もございますので、詳細は、御説明を省かせていただきますけれども、文化庁としての概算要求額は全体で1,331億円ということで、前年度比で

いうと253億増の要求をいたしているところでございます。ポイントとしては、文化芸術の力で未来を切り開くというコンセプトを掲げまして、移転を見据えて新文化庁として挑戦するという内容にしているものでございます。

それから、次の5ページをお願いいたします。5ページは今申し上げました地域文化創生本部でございます。活動を始めて1年半が経過をしてございます。この10月に文化庁の組織改編に伴いまして職員も増えまして、現在、トータルで42名の体制で活動してございます。右上のところにそのメンバーの内訳が書いてございますけれども、関西広域連合の各自治体からも合計16名の職員の方の派遣をいただきまして、一緒に創生本部の仕事に取り組ませていただいているものでございます。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これまでの主な活動内容として、下に少し写真をお示ししてございますけれども、創生本部としての担当する事業はもちろんでございますけれども、生活文化などに関するフォーラムとか、あるいは地元の自治体とか関係機関との意見交換、それから大学等との共同研究、あるいは文化の経済的な影響に関する調査研究など幅広く事業を展開しているものでございます。

その下に6ページでございますけれども、関西広域連合との連携の事業につきまして、写真で御紹介をさせていただきます。関西広域連合、あるいは構成自治体の連携という観点でも、各種のシンポジウム、会議に積極的に参加をさせていただいております。また、イベントも共催をさせていただいたりということで、地域文化創生本部として引き続きこうした取組を続けてまいりたい、積極的にやっていきたいと思っておりますので、ぜひ、こうした機会に少し出てこいということがあれば、積極的に対応させていただきますので、お声かけをいただければ幸いです。

また、こうした地域文化創生本部の活動でございますけれども、何よりも各自治体から派遣をしていただいている職員の皆様の力によるところ、先ほどのメンバー構成の割合を見てもそうでございますけれども、皆様の力に負うところが極めて大きいと

というのが実感でございます。先ほど御紹介申し上げた、遅くとも2021年度中を目指すということで、本格移転に備えてということで、その本格移転時に改めて人的な面でも御支援の御協力をお願いをすることにはなりますけれども、まずは、この地域文化創生本部への派遣につきまして、引き続き御協力を賜りますとともに、またこの場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

また、実際にこの創生本部で仕事をさせていただいた職員は事務局長をはじめ話を聞きますと、やはりこうした多様なバックグラウンドを持った職員の皆さんと一緒に、新しい文化を考えていけるというのは、本当にそういう意味では大きなメリットかと思えます。先ほど御紹介した中でも、国も文化庁として幅を広げながら、他省庁とも一緒になってつくっていきこうということでございますが、そういう意味で、まさに文化の多様性という意味で、多様性を持った職員の方々が力をあわせて、ぜひ、新しい文化庁をつくっていきたいと思っております。重ねて御支援をお願い申し上げます。

それから、次の7ページでございます。これも地域文化創生本部の取組を踏まえて、振り返ってということでございます。幾つかやはり大きなポイントとしては地元の自治体、あるいは今申し上げました派遣された職員との日常的な情報交換、意見交換、あるいは関係団体、地元の経済団体、個別企業、あるいは文化関係の方々はもちろんでございますけれども、頻繁にやりとり、意見交換もさせていただいてございます。その中で、地元の自治体、あるいはそれぞれの現場のニーズ、それから文化庁施策への意見の把握ということがかなりスムーズな形でできるようになってございます。文化行政の中で、そういった地方、あるいは実際の現場の視点ということが強化が図られているということを実感しているところでございます。

また、その中で、地元のそれぞれの知見、あるいは文化行政のノウハウということも生かした連携・協力を進められるという環境が醸成しているということも成果として感じているところでございます。そういう意味で、自治体から派遣されている職員

の方の割合が多いということもこの大きなポイントではないかと考えているところでございます。

それから、8ページをお願いいたします。地域文化創生本部の取組ということで御紹介をさせていただいてございます。これまでの文化庁の中で、必ずしも十分具体的な施策を打ってこなかった部分、あるいは既存の領域をさらに進めた分野ということで取り組んでいるものでございます。先ほど新しい文化芸術振興基本法の改正ということでも申し上げましたけれども、例えば、生活文化の振興でございませうとか、あるいは文化と経済との関係ということで、文化で、ある意味では文化で稼ぐと。その稼いだお金をさらに文化に投資をするという循環をつくり出すということも大切な観点かと思っております。それからもう一つは、日本が受け継いでいるすぐれた文化遺産をどう活用していくかということもでございます。こうした取組ということは、文化庁全体としても大変重視しているところでございます。

それから、次の9ページお願いをいたしたいと存じます。京都移転の意義ということで、これは先ほど申し上げました文化庁移転協議会での御議論の中で、やはり文化を通じた地方創生、それから文化芸術自体の振興ということが最大の意義だろうというふうに考えているところでございます。これは、このたびの政府機関の地方移転案件の中でも、もちろん圧倒的に大きい規模のものでございます。これは文化庁、政府としても様々な取組を進めて、全国的に見ても、この移転が有意義だったということを示せるように努めていかなければいけないと思っております。そういう意味で、京都、関西地区の自治体の皆様の御協力、御支援ということをお願いを申し上げますという所以でもございます。

それから、次の10ページでございます。個別の文化庁が特に重視している案件を二つ、特に関西の関係でもゆかりがある部分でございますので、ぜひとも御協力いただきたいものでございます。簡単に御紹介させていただきます。一つは、日本博でございます。10ページのところでございますけれども、これは、官邸で総理主催のもとで

「『日本の美』総合プロジェクト懇談会」ということが開催をされてございまして、これは端的に申しますと、オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、せっかく世界中から多くの方が日本に来られるということで、スポーツの祭典ということはもちろんですけれども、そのときにあわせて日本の全国各地で日本の美を体感をしていただけるようにしたらいいのではないかとということで、これは6月22日に開催された懇談会におきまして、総理からこのオリ・パラ東京大会を契機として、日本各地でこの日本の美、日本博2020を開催するよにということで、文部科学省、文化庁が準備を中心になって進めるよにという御指示があったものでございまして。

これは実は、先日亡くなられました津川雅彦さんが座長を務めておられました。津川さん、本当にお亡くなりになる直前までこの日本博、あるいは日本の美のプロジェクトに大変な情熱を傾けてこられたわけでございます。我々もそうしたお志をきちんと踏まえながら、総理もまさにそういうお気持ちで、ぜひ、これはしっかり進めていこうということで、オリンピックの機会に日本の美をということで、関連のスケジュールとして下にございますけれども、2018年、19年、今年、来年と、これは日本の美をフランス、あるいはアメリカ、東南アジア等で開催をしてございます。フランスでの開催はつい先日あったばかりでございまして、総理も会場をご覧になっているということで承ってございます。2020年はいよいよ日本で日本博を開催するということでございます。

これにつきましては、具体的な内容・規模等については文化庁内で今検討しているところでございまして、これは関係の省庁とも十分に連携をしながら取り組んでいるところでございます。また、今後、それぞれ各自治体に個別に御相談やお願いにあがることもあろうかと思っておりますけれども、御支援をいただければ幸いです。

それから、最後11ページでございます。これも来年2019年に開催される大きな行事でございます。関西広域連合としても既に御協力を賜っているところでございますけれども、国際博物館会議、I C O Mと言っておりますけれども、これは全世界から博

物館関係者、博物館長さんですとか、博物館学の専門家が3,000人以上一堂に会する国際会議です。逆に言うと、各国を代表する文化の方が京都に集うということでございますので、我々もぜひこの機会に京都、関西からの文化、世界に向けて発信をするということで、この機会をぜひ有効に使っていきたいと考えておりますので、開催等準備が今進んでございますので、それぞれの御立場で御支援をいただくことができれば幸いです。

以上、少し長くなりましたけれども、新しい文化庁の取組について御説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○井戸広域連合長 村田次長、ありがとうございました。せっかくの機会でございますので、皆様から御質問なり、あるいは御意見なり承れたらありがたいと思います。どうぞ、山内副委員。

○山内副委員 せっかくの機会ですので。まず、村田次長さんにお越しをいただいて御説明をいただきまして、本当にありがとうございます。私からも実は関西広域連合の皆様方に御礼を申し上げないといけないと思っておりまして、昨年4月に京都の東山で発足をいたしました地域文化創生本部、今日は松坂さんに来ていただいておりますけれども、本当に積極的に御活動もいただいて、いろいろなところにお出かけをいただいております。また、一番御礼を申し上げたいのは、この創生本部に各自治体の皆さんから職員の派遣をしていただきまして、体制をきちっとつくっていただいたことに本当に心から御礼を申し上げたいと思っております。

この文化庁の京都移転はまさに地方創生でありまして、いわゆる地域を文化でもって元気にしていこうというのが基本的な発想でございますので、これからも本当に関西広域連合の皆様方とは連携をとりながら、地域文化の発信と、そしてそれに伴う地方創生というものをきちっと展開をしていく、そういった文化行政をぜひともつくっていただきたいと思っておりまして、この間、我々としても文化芸術基本法の改正でありますとか、あるいは、文部科学省設置法の改正ですとか、いろいろ御支援をいた

だきまして、多分、予算も1割以上増えてきたかなという気がしますし、20数人増えたというのは文化庁として多分初めてではないかと。こういった皆様方の変な後押しによって、文化行政を国の基本的な政策として、文化立国を目指していくというそういう観点から大きく進めることができましたことを心から御礼を申し上げまして、また、文化庁が京都にたまたま来るということになりますけれども、関西を中心に各地域が元気になりますことをぜひとも御支援をいただきたいということをお願い申し上げます、御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○井戸広域連合長　どうぞ、三日月知事。

○三日月委員　新しい文化庁に、また文化行政に期待をしたいと思います。御説明ありがとうございます。

また、京都に創生本部ができたことで、いろいろな連携がとれるようになってきましたので、ぜひ、そういったものをさらに前に進めるように我々も頑張りたいと思います。この機会に、もちろん創生本部の皆様方は京都もよく知ろうとしていただくでしょうし、この関西構成府県市、それぞれ多様な文化資源を持っておりますので、週末ごとに今日は滋賀県、次は兵庫県、次は和歌山県と、せっかく関西広域連合の中に入れてくださいますので、いろいろなところをまたツアーでめぐっていただければと思います。

ちなみに紹介しますと、昨年、滋賀県では日本遺産を活用いたしまして、水の文化ぐるっと博ということで、いろんな町歩きですとか、体験イベントを地域の皆さんにも御協力いただく形で展開しまして、約200のプログラムも用意して、来訪者にお楽しみいただいたということがございました。こういったことは文化庁が進めるこの文化と経済というものの絡みにもつながってこようかと思います。

また、文化財保護法の改正にも我々高い評価をさせていただいているところでございます。京都府さんや京都市さん、また、奈良県さんほどではないのですけれども、滋賀県もたくさん文化財を預からさせていただいていますので、しっかりとお守りし、

次の時代につなげていくと同時に、多くの方に楽しんでいただくということに努めたいと思うんですが、ぜひ、お願いは、この文化財を守るための人材の育成、いろいろな技法の開発と継承、さらにはそういったものを進める支援ですね、予算も大変意欲的な概算要求をしていただいておりますので、ぜひ、予算の充実、支援の充実にお努めいただきますように、また必要な要望活動等がございましたら、我々も機動的に動いてまいりたいと思いますので、その点、お願いをいたします。

以上です。

○井戸広域連合長　　他にございますか。

私からは一つだけ、ささいなことですが、文化財の活用が、今回の文化資源活用課がつくられて、文化財を活用して経済的にも、あるいは観光にも活用が許されるように位置づけをしていただいたわけではありますが、どこまでその活用が許されてくるのかというのは、なかなか見えておりませんで、一律に決めにくい課題ではあるかと思いますが、ぜひ、弾力的な対応をしていただくように基本を据えていただくとありがたいなということを要請させていただきたいと思います。

○村田次長　　ありがとうございます。今、三日月知事、それから井戸知事からも文化財の活用について御提言をいただきましてありがとうございます。私どもも、文化財をしっかり保存し、継承するということと、それを多くの人に見ていただいて、味わっていただくことは、やはり車の両輪だろうと思います。どっちが主ということではなくて、両方がそろって初めて回ると。その意味で、今、井戸知事からお話があった活用についても、よくこれも都市伝説で、重要文化財になると火も使えないとか、そういうお話があるのですけれども、よく我々、最近例で御紹介するのは、東京の日本橋の三越、高島屋も、あれ、実は重要文化財でございまして、火を使えないどころか百貨店として、営業をフルにしているということです。そういう意味では、その文化財の用途とか中身によって、当然、柔軟に対応できる部分は私どもとしても対応をして活用していただきたいということで、それをできるだけ、今のお話のようにわか

りやすい形で、自治体の方にも少しお示しをしていくことも大切ではないのかなと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○井戸広域連合長　　ありがとうございました。それでは、今日、わざわざ今津まで文化庁村田次長、そして、松坂局長にお見えいただきました。ありがとうございます。これからも、河合隼雄先生が関西元気文化圏活動を始めていただいたことが今のような文化庁の京都移転にもつながってきているのではないかと考えております。

また、国内でのビッグイベントに関連して、いつも11月に各府県市所管を中心とする博物館等の無料開放をやっているのですが、これをもう少しイベント事業、スポーツイベント事業などに関連して広げてみたらどうかというような議論も検討しておりますので、またよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

あわせて、新文化庁が京都ですばらしい活動を展開していただき、文化の振興につながりますことを心から祈念をいたしております。

本日は、本当にありがとうございました。

(拍手)

○井戸広域連合長　　それでは、早速に協議事項に入らせていただきたいと思います。

平成31年度の国の予算編成に対する提案につきまして、事務局から御説明いたします。

事務局、どうぞ。

○事務局　　失礼します。資料の2をお願いいたします。6月に実施した提案項目で1ページ目の中央あたりにございますが、これを基本といたしまして、その後の国の動向、また、災害発生や広域連合で実施した地方分権の提言などを踏まえまして提案書を取りまとめております。

1ページめくっていただきまして、2ページ以降が今回の提案の概要になっております。下線を引いてある部分が6月提案からの修正、追加事項になっております。主

なものについて説明させていただきます。

この2ページの中央あたりですが、政府関係機関等の関西への移転関係で、消費者庁等の全面的な移転の早期実現、文化庁移転についての機能・組織体制の強化や予算の抜本的対応、統計データ利活用センターの一層の活性化を提案しているところでございます。

同じページ下に行っていただきまして、空港の機能強化ですが、10月に発足した国交省の神戸航空交通管制部におきまして不具合が発生している新管制システムの早期運用再開に向けた速やかな対応などを追加で提案しているところでございます。

次の3ページの一番下でございしますが、幼児教育・保育の無償化の適切な実施といたしまして、来年の10月から全面実施が決められております無償化につきまして、国からの十分な財政措置及び制度詳細の早急な提示を提案しているところでございます。

次の4ページをお願いいたします。一番上ですが、地方分権改革の推進、国と地方の関係の再構築におきまして、今、第32次の地方制度調査会で、人口減少時代にあった新しい地方行政体制の検討が開始されておりますことから、地方分権に関する抜本的な議論の開始を、また、今年8月に関経連と関西広域連合との共同宣言の際にも取り入れました立法プロセスへの地方の関与といったものを追加で提案しているところでございます。

次の5ページでございしますが、広域的な課題解決ということで、特に、この間大阪府北部地震でありますとか、台風第21号など、関西において災害が発生したことを踏まえまして、この5ページの真ん中にありますが、大規模災害時の減災、復旧・復興対策として、今までの提案に、激甚災害制度の見直し、帰宅困難者や外国観光客の安全対策の充実でありますとか、災害時の電力確保対策の充実を追加しているところでございます。

4番目の大規模災害に備えたまちづくり基盤の整備ということで、ハード面につきましては社会インフラのさらなる強靱化の推進、下水道施設の国庫補助制度の堅持・

拡大、高潮・高波対策の支援、都市・農山村インフラの災害復旧やブロック塀等の撤去・改修への支援を追加で提案しているところでございます。

また、関空関係につきましては、今回の台風21号のような同様の災害が発生した場合に備えまして、今回、大阪国際空港と神戸空港において代替運用が行われたことを踏まえまして、関西広域連合内の空港により代替機能を確保するなどの弾力的な対策を講じることなどを追加で提案しております。

次に、6 ページですが、真ん中あたり医療関係におきまして、これも今回の災害を踏まえまして、医療機関の非常用電源設備強化への財政支援制度の拡充を追加で提案しているところです。

次の7 ページ、観光文化関連ですが、災害からの早期復旧と関西のさらなる発展のため、観光資源や歴史文化遺産の早期復旧等、また観光業の風評被害対策等について追加で提案しているところでございます。

説明は以上でございます。御確認のほど、よろしく願いいたします。

○井戸広域連合長 御意見、御質疑ございましたら、お願いします。

今月いっぱいぐらいまでは追加修正等が可能だというスケジュールのようでありますので、もし、お気づきの点があるようでしたら、事務局にお寄せいただいで、必要ならば持ち回りの対応をさせていただくということにしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

では、次に進ませていただきます。第3は万博誘致の活動です。

濱田副委員、どうぞ。

○濱田副委員 資料の3をお願いいたします。万博誘致の関係の最新の状況の御報告、御礼をさせていただきます。

1 ページ目をご覧ください。いよいよ開催地決定のB I Eの総会が来月23日、1 カ月を切るところまで参りました。全力で残る1 カ月取り組んでまいりたいと思っています。特に2番にあります海外プロモーションに関しましては、最近の動きとし

て、パリでのフォーラムに吉村大阪市長が参りましたり、資料がなくて恐縮でございますが、奈良県さんにはパリで開催されましたジャポニスム2018でPRに御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

このほかいろいろな機会に加盟国への働きかけもいたしておりまして、松井知事も、先般は東京でありましたアフリカ開発会議でアフリカ諸国に呼びかけをさせていただきましたけれども、来週にはマレーシア、パキスタンに飛びまして、直接要請するというので、加盟国に対する働きかけをさらに強めてまいりたいと思いますので、皆様におかれましても、いろいろな機会を通じまして、またお力添えをいただければと思います。

あと、国内機運の醸成に関しまして目立った動きがありました点だけ、5ページをご覧くださいますと、地方議会でいろいろな形で御協力をいただきまして、決議等を行っていただいているわけですが、特にこの9月定例会におきまして、関西広域連合管内の府県の市町村レベルの議会におきまして、かなり議決が進んだというような動きがございましたので、またこの5ページをご覧くださいます。決議数は全体で270を超えるような団体になりました。御礼を申し上げたいと思います。

以上が、万博の主なところでございますが、あわせて少しやや関連もいたしますので、2点、少し大阪府関連で御礼を申し上げさせていただければと思います。一つは関空の問題でございまして、台風被害で大変御心配をかけましたけれども、おかげさまで今月11日に旅客施設が本格復旧、運用開始ということになりました。この間の特に代替措置の受け入れに関しまして、伊丹、神戸空港の関連で井戸広域連合長、それから仁坂知事、また久元市長にはいろいろな形でのお願いをいたしましたし、また、広域連合でも国への要望などに関しましてお力添えをいただきました。そのおかげさまで一応本格運用まで至ったということでの御礼でございます。

それから、もう一つ、G20サミットに関連いたしまして、こちらもサミットで、来年のサミットで使っていただける可能性のある地元の産品でございますとか、観光資

源につきまして、広域連合を通じまして構成府県市の皆様方の御推薦をいただきまして、リスト化をしております。取りまとめをさせていただきまして、今月中には外務省に我々から提出をさせていただく予定にいたしておりますので、この点に関しても御協力をいただきましたことを御礼申し上げまして、今後とも、また引き続きのお力添えをお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○井戸広域連合長 本当に大詰めですので、もう各国にひざ詰め談判で誘致活動を展開しないといけない状況ではないかと思っておりますので、ぜひ最後の追い込みを、我々みんなでもしていきたいと存じます。二、三位連合の危機というようなことが言われたりしていますので、よほどしっかり進めていかないといけないのではないかと思います。

それでは、特にありませんね。

では、次に、ワールドマスターズゲームズの準備状況について御報告をさせていただきます。

○事務局 資料4をお願いいたします。今日は3点御報告いたします。

一つ目、3ページにありますようにオープン競技の募集を始めることといたしました。公式競技と一体的になって大会を盛り上げていくということで、過去2回オープン競技を募集しまして、現在、17の競技が決まっておりますけれども、このたび第3次の申請受付ということで、本年の11月から12月までにかけて各実行委員会から御申請をいただきまして、来年3月には決定していきたいと考えています。

今回、少し要件を緩和しました。4ページをご覧ください。4ページに実施の競技の要件がありますけれども、その三つ目の競技性というところです。これまでは、下の※1にも書いてありますように、メダルの授与とか順位の決定といったことで、かなり厳格に競技性を求めていたのですけれども、そこに余り細かくこだわらずに、例として挙げておりますように、ウォーキング大会とかサイクリング大会のような形で

も大丈夫だというふうに要件をかなり緩めたいと思っています。

それともう一つは、参加者の類型ですけれども、これまで年齢制限、例えば小学生のみの参加の場合はオープン競技とは違いますということでしたのですけれども、それも要件を撤廃しまして、かなり柔軟に対応していただけるような形を用意しましたので、ぜひ、各実行委員会からたくさんの応募がありますことをお願いしたいと思います。

二つ目が、ワールドマスターズゲームズのボランティア研修会の実施ですけれども、ワールドマスターズとして延べ6万人のボランティアを来年11月から募集を予定しておりますけれども、それに先立って各地で研修会を開き、養成をしていきたいということで、第1回目をこの10月21日、神戸大学で開催しました。このボランティア研修会を、今後組織委員会として3カ月に一度ぐらいの割合で開いていきたいと思っておりますけれども、6ページの下にも書いてありますように、各府県政令市の実行委員会でもぜひこういう取組をお願いしたいと思いますし、よければ、組織委員会と一緒にやっていくということも一つの方法かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目、近畿宝くじの販売促進です。第2回目の発行をこの11月7日から25日にかけて行うことといたしました。上限1億円をワールドマスターズゲームズの財源として確保していきたいということでもあります。下にも書いておりますけれども、販売促進活動について、自治体広報番組とか広報誌への掲載など、御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○井戸広域連合長 特に私からも近畿宝くじの販売についての御協力をお願いしたいと思います。去年は、少し割れまして、1億円の収入を予定しておりましたのが約8,000万円にとどまってしまったということもございますので、ぜひ、販売促進についての御協力をよろしくお願い申し上げます。

他に何かございますでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。地方分権に関する提案募集への対応です。事務局、お願いします。

○事務局　本年度の地方分権改革に関する提案募集につきましては、連合の提案、32提案、18項目のうち、内閣府と関係省庁との間で調整を行う提案として区分されておりました2項目につきまして、第2次回答が示されましたので、報告いたします。

この調整対象案件となった通訳案内士登録業務の見直しと広域連合の規約変更における大臣許可手続の弾力化につきましては、所管省庁の第1次回答が対応不可という回答でございましたが、このうち、通訳案内士については提案を踏まえ対応という形になっております。

次のページの一番上の欄にその回答を簡単に記載しております。申請者から、医師から診察を拒否されたという声が届いていた健康診断書につきましては、健康診断書の様式を見直すよう検討されるということと、あと欠格事由に該当しない旨を確認するために提出を求めておりました履歴書につきましても、宣誓書などに見直す方向で検討するというようにされております。

(2)の広域連合の規約変更における大臣許可手続の撤廃については、対応不可との回答から変更いただけませんでした。

今後のスケジュールについては、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○井戸広域連合長　規約変更についての許可制、これだけこだわってやられるということは、それだけ大きな期待を国としても持っているというふうにも考えられますので、ちゃんとそれならそれで、広域連合に対する期待に応えるよう行動してほしいということを言っていく必要があるのではないかと、このように思って、まあやむを得ないなというふうに受けとめておりますが、よろしゅうございましょうか。

それから大括りの事務移譲ですとか、はね返されても、さらに提案をし続けてまい

りますので、御理解をいただきたいと思います。何か御意見ございますか。

それでは、次に移らせていただきます。政府機関の移転推進に関する取組状況ですが、今日は文化庁からのお話もいただきましたけれども、事務局、特に説明が必要な点について御説明ください。

○事務局 1ではイベントの開催とともに、会議の開催について（1）で書いております。東京と京都を会場にして二元中継の会議が初開催ということで、文化庁におけるテレビ会議の活用が進んできているということがわかると思います。

二つ目の消費者庁の徳島県への全面移転に向けた取組ですが、こちらの（1）、前回お知らせいたしました消費者志向経営推進セミナーを開催させていただきました。こちらは消費者庁からも来ていただきまして、参加者が43名ということでございました。

次のページでございますが、11月12日に徳島県で開催される講演会で、消費者庁と文化庁によるトークセッションが行われることになりました。関西にある政府機関関係者のコラボということで、初めての取組ということになります。統計データ利活用センターも和歌山県さんと共催でセミナーを開催するなど、取組が進んでいるところでございます。

以上でございます。

○井戸広域連合長 特に御質問、御意見ございますか。どうぞ。海野さん。

○海野副委員 今、説明していただきましてありがとうございます。2のところでお紹介いただいたところでございまして、その二つ目になりますが、本県では消費者市民社会の構築に関する条例というものを定めまして、その制定記念講演会ということで、連合の橋渡しで文化庁と消費者庁、両方のコラボで講演会ができるようになりました。大変ありがとうございます。

今、我々のところは、昨年7月に消費者庁の消費者行政新未来創造オフィスを開設させていただきましたところでございますけれども、兵庫県と鳥取県から職員の派遣をい

ただいているところでございますが、来年度、特に消費者庁も組織をさらに強化したいというところもございまして、関西広域連合からの職員派遣をお願いしたいという意向を持っているところでございます。来年度は移転方針が示される重要な年ということもございまして、オフィスへの職員派遣につきまして、皆様のごところに消費者庁とともに少し回らせていただきたいと思いますので、御高配をよろしくお願ひしたいと思ひます。私どもの知事からもよろしくということでも回らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○井戸広域連合長　海野さん、これ、議員立法だったのですか。

○海野副委員　議員立法で。

○井戸広域連合長　この消費者市民社会の構築に関する条例は。そういうことなのですか。だから、説明が県議会議員さんになっているのですね。岡先生がやられている。

それでは、徳島県から働きかけが予定されているようですので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

続いて、医療創生会議のシンポジウムについてでございます。事務局、お願ひします。

○事務局　資料7をご覧ください。ヘルスケア・データサイエンティストの育成ということで、シンポジウムを11月29日の15時から、関西経済連合会の会議室で開催いたします。これにつきましては、先般から出ておりますように創生会議の今年の重点分野であるヘルスケアの人材育成ということにつきまして、企業様から数多くのお問い合わせがございましたので、それについて、特に現在、準備されていること等について御説明をするものです。

特にその辺でも、全国的にもこのようなデータサイエンティストというのは非常に不足しておりますので、これを関西で先駆けてつくろうということで、4番にありますように京都大学、それからこれに呼応していただきまして、様々な取組を来年度か

らスタートいただけるということについての御説明と、それからそれだけでなく、先般の井村議長もおっしゃったように広く行政とか、企業で技術者とかそういう専門の知識を得る必要があるので、それについて大学がどういう人材を育てられるかということにつきましては、兵庫県立大学から御説明をさせていただくということで、皆様方の御参加をお願いしたいと思います。

御説明は以上です。

○井戸広域連合長　　今までこういう形でシンポジウムとか、周知活動を重ねてきているのですが、具体的な人材育成とか、あるいは研究調査というようなものをどういうふうに進めていくかというようなことも必要になりますので、特別な機構みたいなものをつくる必要があるのかどうか、少し事務的には検討させていただいて、今後お諮りをしたいと考えてもおりますので、御承知おきいただきましたら幸いです。

続きまして、グリーン・イノベーションの促進フォーラムの開催について、広域産業振興局から御説明をお願いします。

○広域産業振興局　　資料8をご覧ください。グリーン・イノベーション研究成果企業化促進フォーラムについての御報告でございます。関西広域産業ビジョンに基づきまして、イノベーション創出環境・機能の強化に取り組んでおりますが、その一環として、グリーン産業分野で産学連携の促進を目的としたフォーラムを開催いたします。今年で5回目の開催となりますが、例年大阪で開催していたものを、このたび京都で開催させていただきます。

本フォーラムは水素・燃料電池分野を含め、今年度は太陽光、小水力などの研究成果などもテーマにしております。NEDOの特別講演に加えまして、域内6府県の大学等の研究者の方々による発表、それから、その後はグリーン関連分野の研究成果のポスターセッションなどマッチング等も行っております。12月7日14時からで、場所は京都駅に隣接しましたメルパルク京都で行います。多くの企業様の御参加をいた

だきたいと思っておりますので、域内企業への御案内をよろしく申し上げます。

報告は以上です。

○井戸広域連合長 ありがとうございます。これはすごいあれですね。20分ずつでグリーン・イノベーションの現状が把握できるという。

○広域産業振興局 はい。テーマも広げましたので。

○井戸広域連合長 ということなんですね。必ず構成府県市は担当部課を含めて参加をさせてください。今申しましたように、グリーン・イノベーションの現状把握に一番、把握しやすい環境整備をここでやっていただいているということにつながっていますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

それから、続きまして、エコカー検定の実施について、三日月委員、お願いします。

○三日月委員 担当しております滋賀県三日月でございます。資料9をご覧くださいければと思います。今年度、広くこのエコカーというものを普及させるためにエコカー検定を実施いたします。検定機関は12月7日から1月7日ということでございます。今回、一つの特徴として、ウェブサイトからの受検も、郵送、持参による受検とあわせて受けていただけることになっておりまして、昨年作りましたこの「次世代自動車でお出かけしませんか」というパンフレット並びに「燃料電池自動車FCVって何だろう？」というこの関西広域連合が発行いたしました冊子ですとか、リーフレットを見ながら受検をいただき、アドバンスとスタンダードの二つのエリアで、分野で合格得点を競っていただくということでございます。

高得点された方への商品ですとか、合格された方から抽せんをしての商品なども用意しておりますので、議会からもいろいろとこの次世代自動車の普及促進にもっと積極的に取り組むべきだということの一助に使ってまいりたいと思いますので、やっているのに、ほとんど受験者がいなかったということにならないように周知、御協力方、よろしく願いいたします。

以上です。

○井戸広域連合長　　これ、水素自動車なんですね。F C Vは水素、E Vももちろん入っていると。それでは、大いにP Rをして、検定に応募をしていただくように努力をしていただきたいと思います。

　　続きまして、御報告です。在日米国商工会議所とのパネルディスカッションについて、事務局からお願いします。

○事務局　　資料の10をお願いいたします。10月12日神戸ポートピアホテルにおきまして、A C C Jと関西広域連合とのパネルディスカッションを実施いたしました。今年、我が国の健康医療最前線、C O N N E C T　次世代の「つながる健康医療エコシステム」の実現ということをテーマといたしまして、井戸広域連合長の主催者挨拶のあと、久元委員、濱田副委員を含みます6人のパネリストがそれぞれのお立場から、これからの健康医療の取組について熱心に御発言いただきました。パネリストの方々の主な発言内容につきましては、5以下にまとめておりますので、ご覧おきいただければと思っております。

　　よろしくをお願いいたします。

○井戸広域連合長　　今回はかなり高度なパネルディスカッションになったのではないかと考えております。そういうパネラーに対峙して、濱田、久元両委員が頑張っていたので、ありがとうございました。

　　それでは、続きまして広域行政のあり方検討会、御紹介をお願いします。

○事務局　　今月の12日に開催しております。今回は、短期的な関西広域連合のあり方を中心に御議論いただきました。この中で、資料の上から三つ目の○でございますが、今の7分野を前提としつつ、今の7分野におさまり切れないようなものを取り上げ、検討し、軌道にのせて成功事例を積み上げていくことが必要であるというような御意見や、一番下でございますけれども、地制調の議論は東京ばかりで地方に踏み込まれていない、関西の広域行政の実績や知見は検討に当たって議論をリードするものになり得るので、アクションを起こし、国の検討の俎上にのせてもらうべきなどの御

意見がございました。

次のページの総括の部分でございますけれども、関西広域連合には実行部隊や大きな権限は不要だが、企画力、調整力を持つことにより、分野の縦割りや行政主体の横割りで分断されている課題の解決につながるものだというような御意見もございました。

今回は、将来的な広域行政体のあり方について、引き続き議論を深めていただき、取りまとめに向けて進めていただくこととなっております。

報告は以上でございます。

○井戸広域連合長 特に御意見、御質問ございますか。少しお任せになっているところもありますので、先日、新川先生に来ていただいて、中間報告をしていただきましたけれども、また、最終取りまとめの前には、何人か、お一人ではなくて、委員のメンバーにおいでいただいた上で、この場でディスカッションをさせていただいたらどうかと思っております。どうぞよろしく御協力をお願い申し上げます。

資料12に11月臨時会の開催につきまして御案内をしております。11月21日の水曜日の午後ですけれども、国際会議場の3階イベントホールのEで、臨時議会を開催させていただきます。案件は決算認定でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それから、和歌山県さんからお手元の、関西広域連合の農業大学校での紹介の資料がありますので、下副委員、お願いします。

○下副委員 それでは、報告になりますが、説明をさせていただきます。お手元に関西広域連合農業大学校ガイドをお配りしております。これは、7月の広域連合議会で、私どもの仁坂知事から、構成府県が協力をして、広域連合内で農業大学校の相互受け入れを進めますと答弁をしました。その取組の第一弾として、お配りをしてございます農業大学校ガイドを作成いたしました。

このガイドの中で、各府県の農業大学校が、そこでそれぞれ学べる分野や特徴をまとめてございます。入学希望者が農業大学校を選択する際の一助となるように、学生

の募集時に配布をいただきたく思いますので、御活用いただくようお願いをいたします。ホームページにも同じ内容を記載しております。参考に資料として、現在の各府県の在校生の状況のうち、それぞれの府県外の出身者の数もあわせて記載しておりますので、御参考にお願いします。

以上です。

○井戸広域連合長 下さん、これ、関西広域連合のホームページから飛んでいけるようになっているのでしょうか。

○下副委員 はい。

○井戸広域連合長 関西広域連合のホームページから各学校に飛んでいける。

○下副委員 多分、もう掲載していると思います。

○井戸広域連合長 それでは引き続き、それをお願いします。そうしないと、個々の大学校のホームページを自分で探さないといけなくなると、せっかくまとめた意味がありませんので、よろしく願いいたします。

あと、資料を二つ、関西創生戦略の中間評価と、それから施策運営目標の中間評価の資料がありますが、説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、今回の98回委員会を終了させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、御協力ありがとうございました。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、報道関係の皆さんから御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。挙手の上、社名とお名前をお願いいたします。よろしいでしょうか。どうぞ。

○時事通信 小嶋氏 時事通信の小嶋です。井戸知事と三日月知事にお伺いしたいのですが、先ほど文化庁の京都移転について報告がありましたが、それについ

て、それぞれどのようなことを期待されているとか、連携してどういったようなことに取り組みたいとか、そういったようなお考えがありましたら、お伺いできればと思います。

○井戸広域連合長　　では、私から、やはり国の行政機関の地方移転で、関西広域連合の三つの関係府県に曲がりなりにも行政機関が全部、一部の相違はありますけれども、移転することが決まったということでもありますので、広域連合として取り組んできたことが一定の成果を得たということなのではないかと思っています。だからこそ、逆にせっかく移転していただいた各機関にしっかりとその機能を発揮していただけるような、我々も支援や協力をしていかないといけませんし、また、協働してそれぞれの事業の展開をしていく必要があるのではないかというふうに思っています。

特に、文化庁に関連しましては、ちょうどカルチュラル・オリンピアドも控えているわけですので、文化庁が京都にみえて、関西元気文化圏構想から始まって、関西一円の文化を通じた地域振興というテーマを推進してきたわけではありますが、文化庁の今回の新しい組織もそのような基本方向で拡充をされておられますので、そのような機能とタイアップして、文化の振興と文化を通じた地域おこしは関西からというような評価がいただけるような、そういう活動を展開できればなとこう願っているものでございます。どうぞ。

○三日月委員　　滋賀県としては、関西に、また滋賀県のお隣・京都に文化庁が来るということから、文化行政のレベルを私どもも一段上げていけるように努力をしたいと思います。具体的には、人材の育成を初め、文化庁の御説明にもありましたが、新領域ですとか、既存領域の新展開というような形で、文化と経済ですとか、あと文化資源の活用といったところを力を入れてやっていくのだという方針もございますので、こういった観点で滋賀県の文化行政を上げていく機会にしていきたいと考えております。

○事務局　　よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。ないようでしたら、以上で終了させていただきます。
どうもありがとうございました。

閉会 午後 12 時 40 分